

## 芦屋市火災予防条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(内燃機関を原動力とする発電設備)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)及び<u>第18号の3</u>、第13条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第31条の4 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令<u>第37条第4号から第6号</u>までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p>	<p>(内燃機関を原動力とする発電設備)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)及び<u>第18条の3</u>、第13条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第31条の4 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令<u>第37条第7号から第7号の3</u>までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、<u>    </u>同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。</p>	<p>5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、<u>同</u>条同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。</p>

改正案

現行

<p>(検定対象機械器具等の範囲) 第三十七条 (略) 一～三 (略)</p> <p>四 火災報知設備の感知器(火災によつて生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。)(又は発信機</p> <p>五 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備(総務省令で定めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。)(に使用する中継器(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む。別表第三において「中継器」という。)</p> <p>六 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。別表第三において「受信機」という。)</p> <p>七 住宅用防災警報器</p> <p>八 閉鎖型スプリンクラーヘッド</p> <p>九 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備(次号において「スプリンクラー設備等」という。)(に使用する流水検知装置(別表第三において「流水検知装置」という。)</p> <p>十 スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁(配管との接続部の内径が三百ミリメートルを超えるものを除く。別表第三において「一斉開放弁」という。)</p> <p>十一 金属製避難はしこ</p> <p>十二 緩降機</p> <p>(自主表示対象機械器具等の範囲) 第四十一条 (略)</p> <p>一 動力消防ポンプ</p> <p>二 消防用ホース</p> <p>三 消防用吸管</p> <p>四 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具</p> <p>五 エアノール式簡易消火具</p> <p>六 漏電火災警報器</p>	<p>(検定対象機械器具等の範囲) 第三十七条 (略) 一～三 (略)</p> <p>四 消防用ホース</p> <p>五 削除</p> <p>六 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具(別表第三において「結合金具」という。)</p> <p>七 火災報知設備の感知器(火災によつて生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。)(又は発信機</p> <p>七の二 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備(総務省令で定めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。)(に使用する中継器(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む。別表第三において「中継器」という。)</p> <p>七の三 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。別表第三において「受信機」という。)</p> <p>八 漏電火災警報器</p> <p>九 閉鎖型スプリンクラーヘッド</p> <p>十 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備(次号において「スプリンクラー設備等」という。)(に使用する流水検知装置(別表第三において「流水検知装置」という。)</p> <p>十一 スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁(配管との接続部の内径が三百ミリメートルを超えるものを除く。別表第三において「一斉開放弁」という。)</p> <p>十二 金属製避難はしこ</p> <p>十三 緩降機</p> <p>(自主表示対象機械器具等の範囲) 第四十一条 (略)</p> <p>一 動力消防ポンプ</p> <p>二 消防用吸管</p>
---	---

## 消防法施行令の改正の内容

検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直し

(1) 検定対象機械器具等について

検定対象機械器具等のうち「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を自主表示対象機械器具等に移行し、新たに「住宅用防災警報器」を検定対象機械器具等に追加する。(第37条関係)

(2) 自主表示対象機械器具等について

自主表示対象機械器具等に、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を追加し、新たに「エアゾール式簡易消火具」を追加する。(第41条関係)

※ 検定対象機械器具等とは、消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品のうち、一定の形状、構造、材質、成分及び性能を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要があると認められるものであって、政令で定めるもの。

(例) 消火器、消火器用消火薬剤（二酸化炭素を除く。）、泡消火薬剤、閉鎖型スプリンクラーヘッド等

※ 自主表示対象機械器具等とは、その使用状況からみて、必ずしもあらかじめ検査を受ける必要がなく、製造業者等の責任において一定の形状等の確保を図ることとしても差し支えないものと認められるものであって、政令で定めるもの。

(例) 動力消防ポンプ、消防用吸管等